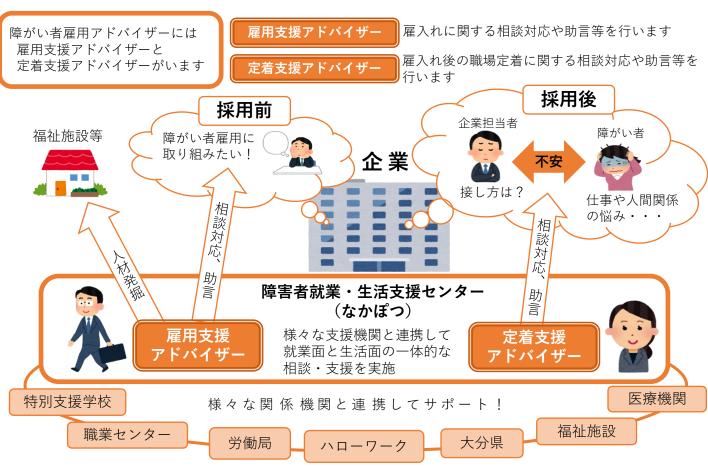
障がい者雇用を応援します!

~雇用準備から職場への定着までをサポート~

大分県では、障がい者雇用の相談に応じたり助言等を行う「**障がい者雇用アドバイザー」** を障害者就業・生活支援センター(なかぽつ)に配置しています。

「障がい者を雇用したいが、どうすればよいかわからない」「雇用している障がい者への接し方や作業指導の方法がわからない」など、お気軽にご相談ください!



●各地域の障がい者雇用アドバイザー●

●日心場の作がでも作用が「ハーケー●								
■雇用支援アドバイザ- □定着支援アドバイザ-	担当エリア	配置先 (障害者就業・生活支援センター)	センター所在地 T E L					
■河野 洋子 □神鳥 琴海	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	たいよう	別府市 0977-66-0080					
■麻生 幸男■本徳 光昭■添田 昭生□河野 伸二	大分市、由布市	大分プラザ	大分市 097-578-6211					
■伊達 剛史 □寺嶋 浅代	佐伯市、臼杵市、津久見市	じゃんぷ	佐伯市 0972-28-5570					
■□宇都宮 治子 (雇用、定着兼務)	竹田市、豊後大野市	つばさ	豊後大野市 0974-22-0313					
■高松 政義 □井上 翔太	日田市、九重町、玖珠町	はぎの	日田市 0973-24-2451					
■□高井 壮志 (雇用、定着兼務)	中津市、豊後高田市、宇佐市	サポートネットすまいる	宇佐市 0978-32-1154					

大分県 福祉保健部 障害者社会参加推進室 就労促進班(TEL:097-506-2815)

障がい者雇用アドバイザーの支援例

○雇用支援アドバイザー

- ・知的障がい者や精神障がい者の雇入れ経験がなく、どのような業務を任せられるか分からない ■ 他企業での事例を提供したり、業務の洗い出し方法等を丁寧にアドバイスします。
- ・障がい者を雇用したいが、面接や書類選考だけで決めるのは不安
 - 職場環境や業務内容など企業側の条件に合いそうな障がい者とのマッチング支援を行います。また、雇入れ前に可能な職場実習の紹介や調整もします。

○定着支援アドバイザー

- ・雇用している障がい者の遅刻や休みが増えて困っている
 - 本人、家族、企業の方々から状況を伺い、早い段階での課題の把握に努めます。 関係機関とも連携し、困りごとの解決に向けて本人や企業とともに考えます。
- ・仕事に慣れてきたようなので、業務内容の追加や勤務時間の延長を提案したい
 - 主治医や関係機関にも意見を仰ぎ、企業様、ご本人双方に無理のない形での勤務形態を 提案します。

障がい者 雇入れ体験

最大10日間、雇入れ体験を行うことにより 受入れに対する不安を解消!

- ・実習受入れ企業には、実習委託料として1日3,000円を支払います
- ・実習生(障がい者)には、奨励金として1日2,000円を支払います

注意

- ・労災保険は県が負担します
- ・実習から雇用、職場定着まで、障害者就業・生活支援センターによる 一貫したサポートが受けられます

障害者雇用率制度

全ての事業主は、従業員の一定割合(=法定雇用率) 以上の障がい者を雇用することが義務付けられており、 これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の法定雇用率 2.5%

法定雇用率が変わります!

令和8年7月~ 2.7%

●障がい者の算定方法●

		30時間以上	20時間以上	10時間以上
身体		1	0.5	_
	重度	2	1	0.5
知的		1	0.5	_
	重度	2	1	0.5
	精神	1	1 💥	0.5

※本来は0.5ですが特例措置として当面の間は1

障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を 果たしていただくため、法定雇用率を満たしてい ない事業主(※)から納付金を徴収する一方、障 がい者を多く雇用している事業主に対して、調整 金や報奨金、各種助成金を支給しています。

※常用労働者数100人超の事業主のみ

常用労働者数100人超の事業主

- ・毎年度、納付金の申告が必要です。
- ・法定雇用率を下回る場合 申告とともに納付金の納付が必要です。 (不足1人あたり月額5万円)
- ・法定雇用率を上回る場合 事業主の申請に基づき調整金が支給され ます。

(超過1人あたり月額2万9千円)

令和6年6月1日現在の大分県の障害者雇用状況報告の集計結果(大分労働局による調査)

1- HO LOGI HONDER AND AND MANAGEMENT										
障がい者実雇用率				障がい者数(人)			法定常用			
年度	雇用率	全国 順位	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい		身体 障がい	知的 障がい	精神障がい	労働者数 (人)
R6	2.77%	8位	1.67%	0.60%	0.50%	3,603.0	2,174.5	777.5	651.0	129,861.0
R5	2.72%	7位	1.70%	0.58%	0.44%	3,495.0	2,177.0	749.0	569.0	128,271.0
R4	2.61%	7位	1.67%	0.57%	0.37%	3,362.5	2,155.5	733.5	473.5	128,866.0